

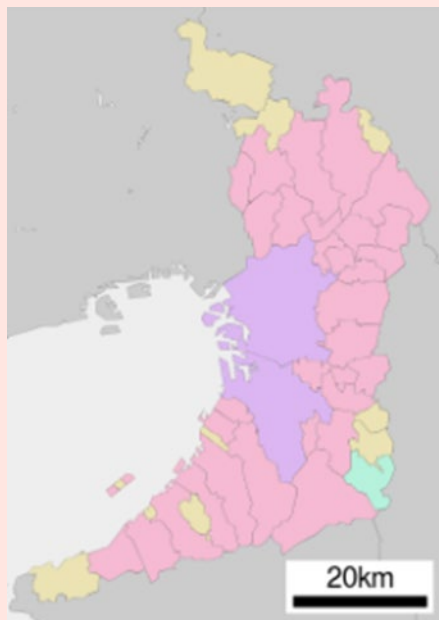
大阪府

大阪府における「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築」について

大阪府は、精神障がいの有無や程度にかかわらず、だれもが安心して自分らしく暮らすことができるよう、市町村単位・圏域単位・都道府県単位の協議の場が連携した「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」による重層的な連携支援体制を構築するための支援を行います。

1 大阪府の基礎情報

大阪府



取組内容

【精神障がい者の地域移行の取組み】

- ・ H29年度から「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置しています。これにより、精神科病院職員の退院促進に関する理解促進、退院の可能性のある患者の把握と市町村の支援者へのつなぎを行います。
- ・ 病院だけで退院支援を行うことが困難な事案について、伴走支援を行います。

【地域包括ケアシステムに係る協議の場】

- ・ 市町村が地域包括ケアシステムを構築するために開催する協議の場を支援するため、他市町村の取組事例の情報提供を行います。
- ・ 大阪府の協議の場では、市町村・圏域の協議の場の運営状況の把握を行います。

基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数（R3年4月時点）	政令市除く	16	か所
市町村数（R3年4月時点）	政令市除く	41	市町村
人口（R3年4月時点）	政令市除く	5,226,090	人
精神科病院の数（R3年4月時点）		60	病院
精神科病床数（R2年6月時点）	稼働病床	17,859	床
入院精神障害者数 （R2年6月時点）	合計	14,815	人
	3か月未満（％：構成割合）	3,371	人
		22.8	％
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	2,852	人
		19.3	％
	1年以上（％：構成割合）	8,592	人
		58.0	％
	うち65歳未満	3,297	人
	うち65歳以上	5,295	人
退院率（H29年度）	入院後3か月時点	63.4	％
	入院後6か月時点	82.1	％
	入院後1年時点	89.8	％
相談支援事業所数 （R2年4月時点）	基幹相談支援センター数	34	か所
	一般相談支援事業所数	213	か所
	政令市除く 特定相談支援事業所数	545	か所
保健所数（R3年4月時点）		16	か所
（自立支援）協議会の開催頻度（R2年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	2	回/年
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有・無	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R3年4月時点）	都道府県	有・無	1 か所
	障害保健福祉圏域	有・無	16 / 16 か所/障害圏域数
	市町村	有・無	32 / 34 か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

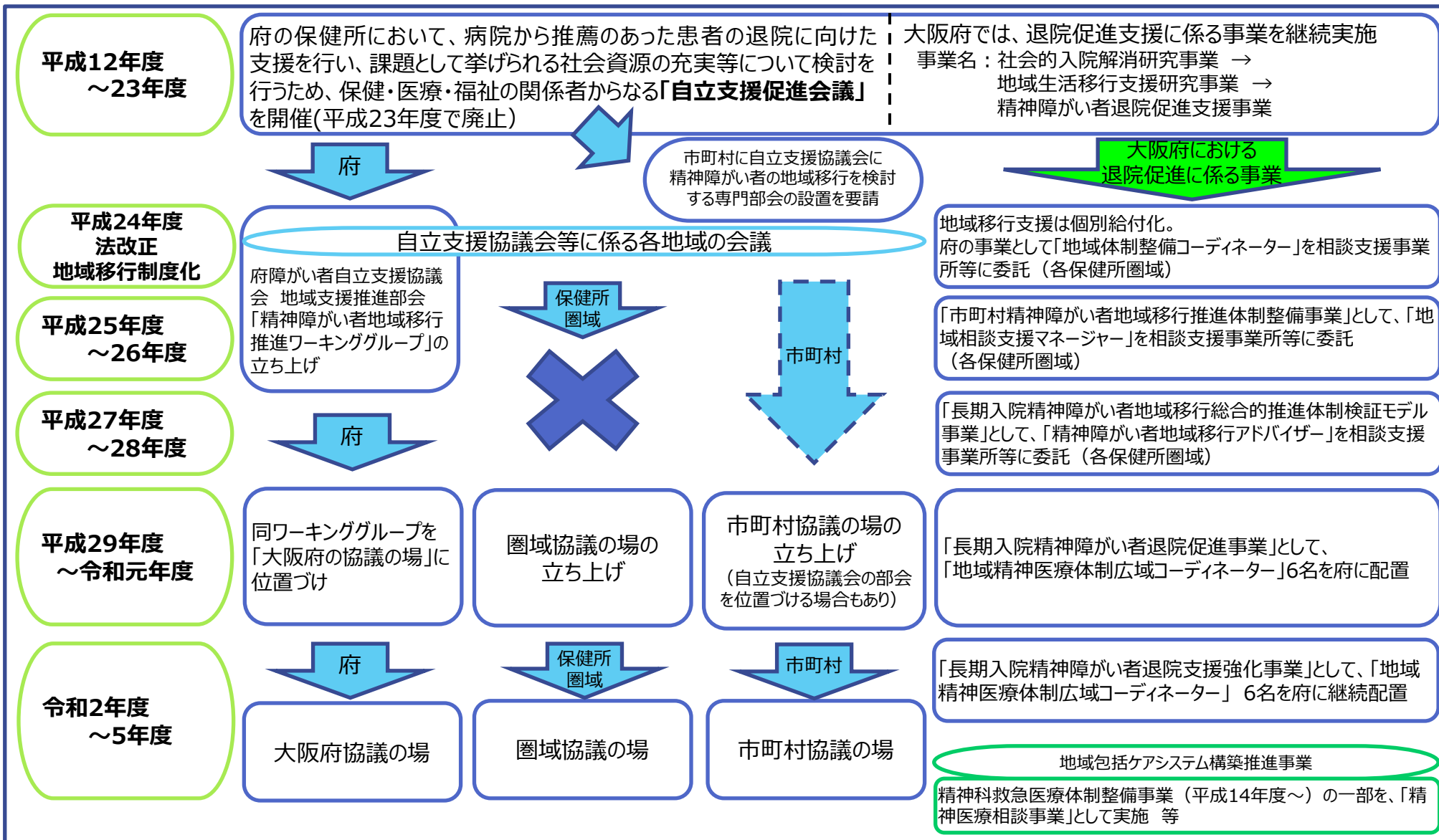
・長期入院精神障がい者の退院促進

- 1 大阪府では、1年以上の長期入院患者数の削減を目指し
平成29年度～「長期入院精神障がい者退院促進事業」
令和2年度～「長期入院精神障がい者退院支援強化事業」
として、退院促進に関する事業を継続して実施しています。
- 2 具体的には、府が配置している「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」が、病院職員の退院促進に関する理解促進や、退院の可能性のある患者の把握と、対象者を市町村の支援につなぐ役割を果たします。また、病院だけで退院支援を行うことが困難な事案についての伴走支援を行います。

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて

- 1 精神障がいの有無や程度にかかわらず、だれもが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制を構築するために、市町村単位、圏域単位、都道府県単位の協議の場が連携し精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムが構築されるための支援を行います。
- 2 具体的には、市町村や圏域の協議の場に広域コーディネーター等が出席し、情報の集約を行い、他の市町村の取組事例についての情報提供を行います。また大阪府の協議の場において各地域の課題を広域的に集約し、状況の把握に努めます。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯



4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜令和2年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R2年度当初)	実績値 (R2年度末)	具体的な成果・効果
①都道府県ごとの協議の場	R2年度末 1か所	済	各地域における課題集約の場としての機能を果たしていく
②保健所圏域ごとの協議の場	R2年度末 全圏域18か所 (政令市・中核市 合計9市含む)	済	重層的支援体制において重要とされる医療連携に関する協議の場が整備された
③市町村ごとの協議の場	R2年度末 政令市・中核市除く 全市町村 34か所	32か所	府内市町村において、ほぼ協議の場が設置され、協議が開始された。未設置の2か所についても、準備ができ次第の開催を目指しており、大阪府全域における重層的支援体制の構築に向けて前進した

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴（強み）】

大阪府が広域に配置している「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」が、各市町村や圏域の協議の場に参加して連携することにより、それぞれの状況把握や他の市町村・圏域や大阪府の協議の場への情報提供が可能となり、効果的にシステム構築に取り組めると考えている。

また、大阪精神科病院協会の協力を得て、精神科医療機関から圏域協議の場へのスムーズな参画が図れている。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割（取組）	
市町村協議の場が未設置の市町への支援	圏域保健所や広域コーディネーターによる関係機関調整や効果的な情報提供により、速やかに協議の場が設置できるよう市町の体制づくりを支援する	行政	情報収集・関係機関調整
		医療	協議の場への理解促進と参画
		福祉	自立支援協議会等でケアシステムに関する周知
		その他関係機関・住民等	協議の場への理解促進と参画

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和3年度末)	見込んでいる成果・効果
①未設置の市町における協議の場の設置	未設定 2か所	全市町村に設置	大阪府全体としての重層的支援体制の構築

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期（月）	実施する項目	実施する内容
R3年4月～	長期入院者退院支援強化事業の継続実施	1年以上の長期入院患者の退院を目指す取組みを継続し、地域移行のネットワークの充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ○精神科病院スタッフの地域移行に関する理解を促進 ○市町村（協議会等）に対象者をつなぎ、関係機関の連携・協力によるケース検討体制を構築 ○病院だけで退院支援を行うことが困難な事案に対する伴走支援を実施するため、地域連携を強化する
R3年6月～	未設置の市町へのヒアリングと助言	未設置の市町へ個別にヒアリングを実施し、早期の設置に向けての助言や必要な支援を行う。
R3年6月～	圏域・市町村協議の場への参画	広域コーディネーターが、府内の可能な限り全圏域・市町村の協議の場へ参画し、地域の状況や課題を把握し、他の市町村の情報提供を実施する。

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の特別に考える必要がある事項について

考えられる事項	想定される次期 (方向性判断の必要性が 考えられる次期)	実施する内容
<ul style="list-style-type: none"> ・自粛期間の延長等による会議・研修等の開催が困難な場合の対応 	R3.6月頃～	<ul style="list-style-type: none"> ・対面に寄らない研修実施 オンラインを活用した研修の検討 (昨年度は配信による研修を実施している) ・オンライン会議に関しては、すでに実施されているものも含めて、可能な限り出席する。 ・主催する会議（大阪府「にも包括」協議の場など）については、事前接続テストなどを経て、実施に向けて調整を図ることとする。